

## 8 特殊勤務手当支給状況の調査

全国高等学校農場教会振興局

### 1 目的

農業は自然と共存し、生物生産を主体として営む産業であるので、特殊性の高い職務である。農場協会では、このような職務であることに対して、産業教育振興法に基づいて特別勤務手当の支給を要望している。

今回の調査は、農業教育に関する作業において支給される特別勤務手当の支給状況を調査することにより、農業教育の特殊性を明らかにし、農業科教職員の待遇改善を促進するため国への要望に活用できる資料とするためのものである。

### 2. 対象

農業関係学科を設置している高等学校

回答数 47 都道府県

### 3. アンケート結果

アンケート結果より、都道府県毎に規定があるものと、特定の学校で支給されているものがあつた。また、該当なしとしている県が1県（石川県）あつた。さらに、同じ都道府県の中でも、総合学科では、特別勤務手当が「ない」と答える学校もあつた。また、公立学校でも、国立や市立、町立により、支給規定や支給額が異なる事例もあつた。

昨年と同様に、特別勤務手当を、①宿日直に関する手当、②農場管理・動物管理に関する手当、③危険薬物・農薬使用に関する手当、④部活動・農業クラブ活動・その他生徒引率に関する手当、の4つに分類して、手当の名称、時間・回数、支給額（最小～最高額）について示す。

#### (1) 宿日直に関する手当

- ・宿日直手当（半日） 2, 100円～3, 000円
- ・宿日直手当（1日） 2, 800円～5, 400円
- ・宿泊を伴うもの 4, 200円（生徒引率なし）～8, 800円（生徒引率あり）

宿日直手当については、都道府県単位で支給規定がある。支給額は、部活動の引率と同じ額（5,000円程度）であつた。勤務時間は、4時間以上や5時間以上、8時間、半日、1日、となっている。生徒引率・指導がある場合とない場合で支給額が異なっている。支給条件として、休日の農場管理や茶加工、宿泊を伴う家畜分娩などの作業がある。

## (2) 農場管理・動物管理等

- ・農場日直手当（1日） 3,400円～5,100円（5時間未満や4時間は半額）
  
- ・農場管理謝金（勤務時間外4時間） 750円
- ・家畜分娩・出産介助 3,400円～5,900円
- ・畜産糞尿等取扱手当（2時間以上） 160円
- ・温室作業（2時間以上） 230円～300円
- ・大型機械作業（1回） 230円
- ・特殊現場作業手当（建設機械等を用いた作業） 260円（技能労務職員のみ）

農場管理・動物管理等に関する手当については、宿日直手当とは別に支給されるものがあり、金額や予算の出所に都道府県による違いがある。これらの支給額は、作業回数が根拠となっている。

これらの手当の特徴を以下に挙げる。

- ・農場日直手当を農場特別会計の中で予算化している。（1県）
- ・家畜分娩・出産介助に関する手当は、宿日直手当に準じた支給額となっている。
- ・温室作業や大型機械作業などの危険を伴う作業について手当がある（3県）

## (3) 危険薬物・農薬に関する手当

- ・有害物取扱手当（1回） 230円～290円
- ・農薬散布手当（1回） 230円
- ・病虫害防除手当（1日） 400円

農薬など、健康に害を及ぼす化学物質については労働局からの通達もあるので、全国的にみて、都道府県毎の差異は大きくない。作業回数が支給額の根拠となっている。

アンケートには、申請した分満額支給されるが、申請しないことが多く、手当の存在が周知されていない状況にあると思われる。作業をしたら申請する取組を進めなければならない、との意見が多数あった。

また、建設機械等の使用に関する手当や有害物質の手当は、「技師／農場作業員のみ」、「技能職員のみ」となっており、教諭と実習助手は支給対象外となっている県がある。

## (4) 農業クラブ・部活動・その他生徒引率

- ・農業クラブ引率（1日） 3,000円
- ・プロジェクト学習研究指導（8時間） 4,250円
- ・部活動・補習（1日） 3,700円

農業教育において農業クラブ活動の果たす役割は大きい。しかし、生徒指導や大会などの運営は、多大な負担を教職員にかけることになる。ある県では、農業クラブの役員会や大会、競技会への引率について、手当の支給がある学校もある。また、プロジェクト研究活動の生徒引率手当もあり、部活動の手当に準じた支給額となっている。

### 3. 考察

今年度は、全都道府県から回答を頂き、より詳しい状況を把握することができた。

全体的に、教育職と行政職、技術員・作業員と職員の属性によって、支給対象が分けられ、職務の細分化や階層化が進んでいることがみうけられる。

今回の調査でも、「手当について周知されていない」「どんな手当があるのか分からない」といった意見がある一方、各学校で、手当について調査が進んでいて、手当の増額希望や支給条件の改善を求める意見も上がっている。

### 4. まとめ

大変忙しい中、皆さまのご協力でアンケートを実施することができ、心から感謝申し上げます。

アンケートにより、農業に関する特殊業務手当の現状と都道府県や学校間の相違を明らかにすることができました。農業という産業に関する労働面からの視点で見ることで、日頃の業務内容を振り返る機会になったと思います。

その中で、諸手当に関しては、都道府県への働きかけが必要であると考えます。日頃の作業を労働安全面にとらえることは、GAPの理念にも明記されている事柄であり、安心安全な教育に必要なことです。施設の改善と併せて、農場で働く職員全体の処遇改善の運動として取り組んでいく必要があります。

これからも、特殊勤務手当に関する調査を続けることで、農業教育の負担の大きさを訴え、待遇改善への糸口として、運動を進めていきましょう。